

# 北海道立衛生研究所報投稿規程

北海道立衛生研究所報への投稿に関し必要な事項を定める。

## 1 投稿資格

投稿者は本所職員（職員であった者を含む。）に限る。ただし共著者はこの限りでない。

## 2 掲載する内容

北海道立衛生研究所において行った研究・調査の業績を、次の区分で掲載する。

- (1) 総説 著者の研究成果を中心にまとめたものとする。
- (2) 研究報告 有意義な新知見を含むものとする。
- (3) 調査報告 調査結果をまとめたものとする。
- (4) ノート (2)または(3)にまとめ得ないが、新知見や価値あるデータを含むものとする。
- (5) 資料 (2)～(4)にまとめ得ないが、資料的価値があるもの。
- (6) 他誌発表論文 過年度に学術論文誌に発表したものとする。
- (7) 著書等 過年度に発行した著書、雑誌に発表した解説などとする。
- (8) 報告書等 過年度に発行したものとする。
- (9) 学会発表 過年度に学会に発表したものとする。

## 3 原稿の提出方法

原稿は、所属部長を経て所報編集委員会（以下「委員会」という。）に提出する。

## 4 原稿の審査等

原稿は委員会において審査し、採否及び掲載区分を決定する。また、必要に応じて内容の一部訂正あるいは検討を求める場合がある。

## 5 原稿作成要領

原稿の作成要領は、委員会において別途定める。